家族信託の相談窓口　会員規約

更新日：2021 年 2 月 25 日

効力発生日：2021 年 2 月 25 日

株式会社Ｌ＆Ｆ（以下「当社」といいます。）が提供する「家族信託の相談窓口」（以下「本サービス」といいます。）は、超高齢社会における高齢者の財産管理制度として、広く正しく「家族信託」を普及させることで、主として不動産所有者の円滑で円満な資産承継を実現し、ひいては会員各社の事業繁栄に資することを主要な目的としています。本サービスに入会いただく場合は、必ず以下の会員規約（以下「本規約」といいます。）を事前にお読みいただき、承諾いただく必要があります。

第１条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、各条文中に定義するほか、以下の各号に定めるとおりとします。

1. 「会員」とは、本規約を承諾のうえ、当社所定の様式による入会申込を行い、当社が入会を承認した法人で、宅地建物取引業免許を有することが入会の条件となります。
2. 「登録専門家」とは、本サービスに登録する法律専門家で、一般社団法人家族信託普及協会の家族信託専門士であることが条件となります。登録専門家は、本サービスにおいて家族信託契約の設計および契約書の作成、契約書の公正証書化、登記関連業務等の専門業務を提供します。
3. 「サービス利用者」とは、本サービスを利用して家族信託契約の締結を希望されるお客様をいいます。
4. 「ＦＩＴ（フィット）」とは、本サービスにおいてサービス利用者の登録や管理、家族信託の設計、チャットやオンライン会議などが可能な当社が開発したＷＥＢアプリケーションの呼称です。
   会員、登録専門家、サービス利用者それぞれのアカウントが発行され、ＩＤとパスワードにてログインすることにより利用可能となります。
5. 「操作マニュアル」とは、ＦＩＴの利用方法および操作方法等を記載したマニュアルをいいます。
6. 「サービス運用マニュアル」とは、本サービスの利用方法や運用ルール等を定めたマニュアルをいいます。
7. 「ポータルサイト」とは、家族信託の相談窓口の公式ホームページのことで、会員の会社名、連絡先等が掲載されます。なお、公式ＵＲＬは、https://www.f-shintaku.jp となります。

第２条（本規約の適用範囲と変更）

1. 本規約は、本サービスへの入会申し込み時、および当社が会員に対して発行するＦＩＴのアカウント内にて公開され、本サービスを会員が利用する際の一切の行為に適用されます。
2. 当社は、会員の同意を得ることなく本規約の内容を適宜、当社の判断で変更できるものとし、当社が本規約の変更を行う場合は、変更を行う日（以下、「効力発生日」といいます。）の３０日前までにＦＩＴのアカウント内にて会員に公開します。なお、会員が効力発生日以降も継続して本サービスの一部、または全部を利用した場合、当社は、会員が変更後の規約に同意したものとみなしますので、本サービスをご利用の際には随時、最新の規約をご確認ください。

第３条（入会資格と入会単位）

1. 本サービスへの入会条件は以下のとおりです。全ての条件を満たしている場合に入会資格を満たしているものとします。
   １）宅地建物取引業免許を有する法人であること。
   ２）家族信託に関する相談対応を行う担当者を必ず１名以上配置できること。
   ３）家族信託の相談窓口主催の研修に原則参加できること。
   ４）当社の入会審査により、入会が承認されていること。
2. 入会単位は、会員の事業所ごととなります。複数の事業所で会員としての活動を行う場合は、事業所ごとの入会が必要となります。

第４条（入会方法）

1. 本サービスへの入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、ポータルサイト上の所定の入力フォームに必要事項を入力し送信することで、本サービスへの入会（仮）申込を行います。なお、入会希望者は、上記の入力フォームを送信した時点で本規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、前項の入力フォームの内容を受信後、直ちに入会申込の承認に関わる審査を行い、審査の結果を所定の方法で入会希望者に通知します。
3. 前項の審査の結果、入会が承認され、「入会（本）申込書」および「会員情報登録シート」の提出、ならびに第１０条１項に定める入会金の入金が確認された者（以下「会員」といいます。）に対し、当社は、本ＦＩＴの仮登録を行い、本登録に関するご案内のメールを発信します。
4. 会員は、前項のメールに記載の方法に従って速やかにＦＩＴのアカウントの本登録を行います。

第５条（ユーザーＩＤおよびパスワードの管理）

1. 当社は、所定の手続により会員に対してアカウントを付与します。所定の手続とは、第４条に定める当社所定の手続とします。

2. 会員は、第４条４項に定める本登録手続きの際、自らパスワードを設定し、自己の責任においてユーザーＩＤおよびパスワード（以下「ログイン情報」といいます。）を管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与したり、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。また、会員は、ログイン情報を知り得た自己の役員および従業員等が退職もしくは転属した場合、速やかにパスワードの変更を行うなど、ログイン情報の秘匿に必要かつ十分な対応を行うものとします。
3. 会員のログイン情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた一切の損害の責任は会員自身が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. 会員は、ログイン情報の盗難や第三者による不正利用が判明した場合、速やかに当社に報告するものとし、当社の指示に従い適切に対処するものとします。
5. 会員は、ＦＩＴ内でユーザーを新たに発行することができます。ただし、発行先ユーザーは自己の役員または自己が直接雇用する従業員に限定され、当該ユーザーのログイン情報を第三者に知られることのないよう責任を持って管理する義務を負うものとします。また、本条第２項乃至第４項の規定については、新たに発行されたユーザーのログイン情報についても適用されます。

第６条（登録情報の変更）
1. 当社は、会員が入会申込の際に届け出た内容（以下「登録情報」といいます。）をＦＩＴに登録します。
2. 会員は、登録情報に変更があった場合には、速やかにＦＩＴ内の所定の方法により当該変更を行うものとします。なお、会員の法人名および代表者名、月会費振替口座ならびにコンサルティング報酬振込先口座の変更については、当社所定の書式にて届出を行うものとします。
3. 会員が前項の届出を怠ったことにより、何らかの不利益や損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、会員が本サービスの利用にあたり届け出た登録情報に誤りがあった場合、何ら通知をすることなく、当該登録情報の変更を行う場合があります。

第７条（登録情報の取扱い）
1. 当社は、本サービスに関する重要な情報を会員が登録したユーザーメールアドレス宛に送信します。会員は、当社からの情報を常時受信できるよう、常に有効なユーザーメールアドレスを登録するものとします。なお、会員の登録不備による損害の責任は会員自身が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社は、会員およびユーザーの登録情報を本人の同意を得ることなく、下記の利用目的を除いて利用することはありません。
   1）会員およびユーザーの本人確認のため。
   2）本サービスの規約の変更やサービス全般に関する案内を行うため。
   3）本サービスの維持、改善、保守サポートのため。
   4）本規約に違反する行為等の確認、対応のため。
   5）会員およびユーザーからの問い合わせ対応のため。
   6）会員およびユーザーの識別が困難な情報に加工した各種統計データ等の集計のため。
   7）当社が提供する本サービス以外のサービスの情報提供等を行うため。
3. 当社が前項に定める目的以外の理由で会員およびユーザーの登録情報を利用する場合は、事前に本人の同意を得るものとします。
4. 当社は、会員およびユーザーの登録情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に開示または共有することはありません。ただし、下記の目的により、当社が登録情報を第三者に開示、または共有する場合があることを会員およびユーザーは予め同意するものとします。
   1）当社が本サービスのシステム開発等を外部に委託する場合。
   2）本サービスと第三者が提供する外部サービスとの機能連携などを行う場合。
   3）会費の請求、督促等のために金融機関等に問い合わせを行う場合。
   4）法律に基づき裁判所、警察等の公的機関より開示を求められた場合。

第８条（利用環境の整備）
会員は、ＦＩＴを利用するために必要な当社が推奨する環境（ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等）を会員自身の負担にて準備するものとし、また、第１０条に定める会費以外で本サービスを利用するために必要な全ての費用を利用者自身で負担するものとします。

第９条（契約期間）
本サービスの入会日は、当社が第４条３項に記載の本登録に関するご案内のメールを会員に発信した日とし、契約期間は入会日より１年が経過した日の属する月の月末までとします。なお、会員が本サービスを退会しようとする場合は、契約期間満了日の３０日前までに当社所定の書式にて退会の意思表示を行うものとし、退会の意思表示がなされない場合は、契約期間満了日以降１年間自動継続されるものとします。

第10条（会費）
1. 会員は、入会する会員の事業所ごとに当社が別途定める本サービスの会費（本サービスのホームページおよび説明資料に記載の入会金、月会費）を支払うものとします。なお、会費はいかなる場合も返金されません。
2. 月会費は、本サービスへの入会時に実施する「サービス導入研修」参加日の属する月の翌月分より課金されるものとし、当月の月会費を前月の２７日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に会員指定の金融機関口座より自動振替により支払うものとします。なお、当初２ヶ月分の月会費については、次項の入会金と合わせて当社指定の金融機関口座に振り込みにより支払うものとします。
3. 入会金は、当社指定の金融機関口座に振り込みにより支払うものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。

第 11 条（本サービスにおける業務範囲）

1. 本サービスは、会員と登録専門家、ならびに当社が協力してサービス利用者の家族信託契約締結のサポートをするもので、以下の通り各々の業務範囲を定めています。なお、業務の詳細なルール等については「サービス運用マニュアル」に定めます。

［会員の業務範囲］

・会員の取引先不動産所有者や新規の顧客へのサービスの提案
・サービス利用者の不動産全般に関するコンサルティング業務
・サービス利用者への家族信託に関する基本的な仕組みおよび本サービスの説明（法的な内容にわたる相談対応を除く）
・ＦＩＴへのサービス利用者の情報登録と案件作成
・サービス利用者情報の収集とお客様情報登録シートの作成フォロー
・サービス利用者の要望等のヒアリングおよびヒアリング情報登録シートの作成
・ＦＩＴを利用したサービス利用者の不動産に関する情報提供およびアフターフォロー
・上記に付帯するその他一切の業務

［登録専門家の業務範囲］

・家族信託の設計に必要なサービス利用者の情報および要望等のヒアリング
・家族信託の設計に必要な家族会議の提案と設定および運営
・家族信託契約書の作成および公正証書化の手配
・不動産の所有権移転登記および信託登記手続きの手配
・サービス利用者の信託口口座もしくは信託専用口座の開設サポート
・ＦＩＴを介したコンサルティング報酬の見積書および請求書の発行
・ＦＩＴを利用したサービス利用者のアフターフォロー
・上記に付帯するその他一切の業務

［当社の業務範囲］

・家族信託の相談窓口ポータルサイトおよびＦＩＴの開発・運用等の本サービス全般の運営
・ＦＩＴによる会員および登録専門家の案件対応フォロー
・ＦＩＴによるサービス利用者へのアフターフォローや情報提供等のサポート
・コンサルティング報酬の集金代行業務
・本サービスに関するイベント開催や広報等のプロモーション
・上記に付帯するその他一切の業務

2. 当社は、会員が登録したサービス利用者の案件対応を登録専門家に依頼します。なお、当社から登録専門家への案件対応依頼は原則ＦＩＴ内で行われるものとし、案件ごとに当社の判断で登録専門家を招聘しますので、会員と登録専門家との間において直接の依頼はできません。
3. サービス利用者への営業活動およびサービス利用者のＦＩＴへの登録は、会員のみに限られた業務となります。

第 12 条（コンサルティング報酬）

1. 本サービスでは、家族信託契約の締結に関するサポート業務の報酬（以下「コンサルティング報酬」といいます。）をサービス利用者にお支払いいただきます。コンサルティング報酬の金額はポータルサイト上およびＦＩＴのアカウント内に公開されます。
2. 会員は、第１１条の会員の業務の対価として、コンサルティング報酬のうち２０％相当額（消費税別）を受け取ります。なお、コンサルティング報酬の金額に１円未満の端数が生じた場合は、１円未満の端数は切り捨てとし計算します。
3. サービス利用者からのコンサルティング報酬の集金は当社が行います。なお、毎月２０日までにサービス利用者からの入金が確認できたコンサルティング報酬について、同月末日までに、前項に定める会員の業務対価としてのコンサルティング報酬受け取り分を会員が指定する金融機関口座に振り込みにより送金します。また、送金手数料は当社が負担し、送金完了時に支払明細書を会員指定のユーザーメールアドレス宛にＰＤＦファイルにて送信します。
4. 当社は、サービス利用者や競合他社の状況、経済情勢等に鑑みて、会員の同意を得ることなくコンサルティング報酬の金額および本条第２項に定める会員のコンサルティング報酬の受け取り割合を適宜、当社の判断で変更できるものとします。
5. 当社がコンサルティング報酬の金額の変更を行う場合は、変更を行う日（以下、「効力発生日」といいます。）の３０日前までにＦＩＴのアカウント内にて会員に公開します。なお、会員が効力発生日以降も継続して本サービスの一部、または全部を利用した場合、当社は、会員が変更後のコンサルティング報酬の金額に同意したものとみなします。
6. 当社がコンサルティング報酬の金額を変更した場合、新たなコンサルティング報酬の金額は、効力発生日以降に新たにＦＩＴに登録されたサービス利用者より適用されるものとします。
7. 当社が新たに提供するサービス等の報酬金額、報酬割合等については、当社がこれを定め会員に事前に提示します。

第 13 条（その他費用）

会員が、第１１条に定める会員の業務を行う際に発生する通信費、交通費、人件費、印刷費、当社指定の営業ツール等の購入費用については、会員が負担するものとします。

第 14 条（遵守事項）

1. 会員は、サービス利用者に対して第１１条に定める会員の業務を提供するにあたり、関係諸法令を遵守し、法律や税務に関する

相談、アドバイス等の専門士業にのみ許されている業務を提供してはいけません。
2. 会員は、「サービス運用マニュアル」および「操作マニュアル」記載のルールを遵守し、当社の指導に従ってサービス利用者に対して業務を提供するものとします。
3. 会員は、登録専門家と積極的に良好な関係を構築するよう努め、サービス利用者に対して誠実にかつ相互に協力して業務を提供しなければならないものとします。
4. 会員は、会員の役職員に対して、当社が主催する本サービスの研修会等に原則参加をするよう指導を行うものとします。なお、入会時に実施する「サービス導入研修」への参加および全講義の受講が完了しない場合、会員は本サービスの利用を開始できません。
5. サービス導入研修は原則２日間の日程で実施します。日程は会員の入会時およびポータルサイト、ならびに当社が管理する各種媒体等を通じて公開します。なお、サービス導入研修の参加に際し、会員は別途当社が定めた研修費用および研修参加に必要な交通費、宿泊費等を負担します。

第 15 条（禁止事項）
会員が次号の行為を行うことは禁止されています。当社は、会員がこれらの禁止行為を行ったとき、およびこれらの禁止行為を行うおそれがあると判断したときは、会員への事前の通知や承諾無しに、直ちに利用停止措置を講じることができます。なお、利用停止措置により生じた会員の損害について、当社は一切の賠償責任を負いません。
1）本サービスと同様類似の事業を行うこと。
2）ＦＩＴに本サービス利用者以外の者を登録したり、本サービス利用者以外の自己の顧客管理等にＦＩＴを使用したりするなど、ＦＩＴおよび本サービスの目的外の利用行為。
3）第三者への会員の権利の譲渡、転貸等を目的とした利用など、会員以外の第三者へ二次的利用を行わせること、ならびに入会手続きを行っていない事業所で会員としての活動を行うこと。
4）他の利用者のユーザーＩＤを不正に利用すること、および他の利用者になりすましてＦＩＴおよび本サービスを利用すること。
5）ＦＩＴおよび本サービスの分析、模倣、本サービスと同様のサービスやＷＥＢアプリケーションの開発などを目的として利用すること。
6）ＦＩＴおよび本サービスで提供する機能、情報、営業関連ツール、役務を本サービスの目的以外で使用すること。
7）本サービスの利用を希望するサービス利用者に対して、他のサービスや本サービスを介さない自己の取引に誘導、または紹介すること。
8）わいせつ画像および動画または文章、児童ポルノや児童虐待に関係する画像および動画または文章を本サービスのデータベースにアップロードすること、および送信、表示すること。
9）当社および第三者の財産（知的財産権含む）、著作権、肖像権、プライバシーを侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
10）当社および他の会員、登録専門家等を誹謗中傷し名誉を傷つける行為、およびそのおそれのある行為。
11）法令に違反する行為や公序良俗に反する行為、およびそのおそれのある行為。
12）コンピュータウィルス等の有害なプログラムをＦＩＴおよびポータルサイトに送信する行為。
13）「サービス運用マニュアル」記載のルールを遵守せず、当社の指導に従わない行為。
14）ＦＩＴの操作マニュアルに記載された方法以外の操作を行うこと。
15）ＦＩＴの操作マニュアルに記載された操作上の条件から逸脱し、一度に大量のデータ送信等を行ったり、負荷の高い使用を断続的に行ったりすること。
16）本サービスの信用を著しく低下させるなど、本サービスの運営に支障を来たす全ての行為。
17）当社に対して虚偽の申告を行うこと。
18）前各号に定める行為を助長する行為。
19）前各号に定める行為に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
20）その他、当社が不適切であると判断する全ての行為。

第 16 条（知的財産権）
1. 本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他の一切の権利は当社に帰属します。
2. 会員は、当社により事前に承認がなされた場合を除き、本サービスもしくはＦＩＴ、またはそれらに含まれる内容を複製、加工、譲渡、貸与、公開、提供、転売、再利用等することはできません。また、会員がこれらの行為によって損害を被った場合、当社は一切の賠償責任を負いません。なお、会員がこれらの行為を行った場合、当社は、会員に対して損害賠償請求を行う場合があります。
3. 本条の規定は、本契約期間中および本契約終了後も有効に適用されるものとします。

第 17 条（権利帰属）
1. 会員は、本契約期間中、以下各項の権利等を使用、実施することができるものとします。なお、その使用、実施に際しては、当社の指導、助言、注意等に基づき適切に実施するものとします。
2. 会員は、本サービスに関する商標、著作物、ロゴマークを、会社案内、ホームページ、パンフレット、チラシ、看板等の各種広告媒体および会員の名刺等に会員の費用で作成し、使用することができるものとします。
3. 会員が前項の権利を行使する場合は、「サービス運用マニュアル」に基づき作成するものとし、これを改変等してはならないものとします。ただし、「サービス運用マニュアル」に規定のない場合は、事前に当社に書面による確認許可を得るものとします。
4. 本条の会員の権利は、本契約期間中において、本規約に定める会員の本サービスの業務および営業活動においてのみ使用を許諾

するものであり、所有権、再使用権、その他いかなる権限も、本契約期間中および本契約終了後も会員に認めるものではありません。

第18条（個人情報の取扱い）

1. 会員および当社は、サービス利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を厳格に秘密に保持するとともに、第三者に一切開示してはならないものとし、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報保護に務めなければならないものとします。
2. 会員および当社は、個人情報にアクセスできる自己の役員および従業員（契約社員、派遣社員、アルバイトも含む。以下同様。）、ならびにそのアクセスできる範囲を必要最小限の範囲に限定しなければならないものとします。
3. 会員および当社は、自己の役員および従業員に対し、その在職中および退職後も個人情報の秘密保持義務を負わせるものとします。
4. 会員は、サービス利用者または第三者より個人情報の取扱いにおいて苦情、異議、請求等を受けたときはすみやかに当社に報告するとともに、相手方と協議し決定した方法に従って、会員の費用と責任でこれを処理解決するものとします。
5. 当社は、サービス利用者に対して、ＦＩＴまたはメール等を利用して広告配信や各種情報提供を行う場合がありますので、会員は予めこれを承諾するものとします。
6. 当社は、市場調査や顧客動向分析の他、サービスの向上や経営上必要な分析を行うための基礎的なデータの作成のために、会員およびサービス利用者、ならびに登録専門家の個人情報や法人情報を一切識別できないよう加工したうえで利用、公表する場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第19条（秘密保持）

1. 会員は、本サービスに関して知り得たすべての情報を当社の許可なく、本契約期間中および退会後も、第三者に漏洩および開示を行ってはならないものとします。
2. 本規約において、秘密情報とは以下の情報をいうものとします。
   1）口頭文書を問わず、秘密である旨通告の上開示された当社の業務上、技術上、営業上の情報。
   2）秘密である旨明示して、口頭または書面、またはデモンストレーション等により開示された当社固有の業務上、技術上、営業上の情報。
   3）本規約の内容。
3. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
   1）開示の時点で既に公知のもの、または、開示後秘密情報を受領した会員の責によらずして公知となったもの。
   2）会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
   3）開示の時点で会員が既に保有しているもの。
   4）開示された秘密情報に基づかず、独自に会員が開発したもの。
4. 会員および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を保持し、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、会員および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」といいます。）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員および従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
5. 前項にかかわらず、会員および当社は、法令により第三者への開示を強制された場合、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
6. 当社は、本条第３項にかかわらず、第三者に本サービスに関わるシステム等の開発保守等を委託する場合は、その委託先に対して、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課したうえで、会員の秘密情報および秘密資料を開示、提供することができるものとします。
7. 会員および当社は、相手方から開示された秘密情報を本契約の履行のためにのみ使用するものとし、相手方の事前の同意を得ることなくその他の目的に使用しないものとします。
8. 会員および当社は、本契約の履行のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下「複製物」といいます。）についても本条の定めが適用されるものとします。
9. 会員および当社は、相手方から要求があった場合、または本契約が終了もしくは解除された場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
10. 会員および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
11. 本条の規定は、本契約終了後または本契約解除後もなお有効に存続するものとします。

第20条（会員資格の停止）

当社は、会員が次号の一つに該当した場合には、会員に対して事前の通知催告をすることなく、本契約の解除、または会員のアカウントを停止することができます。 なお、本契約の解除およびアカウントの停止により生じた会員の損害について、当社は賠償責任を一切負いません。また、支払い済みの会費の返金も行いません。

1）第１５条に定める禁止事項に該当する行為や、本規約に違反する行為を行った場合において、是正が困難であると当社が判断したとき。
2）暴力団その他の反社会的勢力であると当社が合理的に判断した場合。
3）仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があった場合、または公租公課等の滞納処分を受けたとき。
4）第１０条に定める会費の支払いが２ヵ月以上滞ったとき。

5）会員の代表者が、６０日以上にわたり所在が不明となり、連絡不能なとき。
6）会員が第３条に定める入会資格を満たしていないことが判明したとき。
7）その他、当社が会員に対して本サービスの提供を継続することが困難であると判断したとき。

第 21 条（退会について）

1. 会員が本サービスを退会しようとする場合は、契約期間満了日の３０日前までに当社所定の書面にて退会の意思表示を行うものとします。
2. 本サービス退会時に会員が当社に対する債務を負っている場合、会員は当該債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の返済を行うものとします。
3. 会員が既に支払い済みの会費については、返金は行われません。
4. 当社は、会員が本サービスを退会した場合、当該会員のアカウントおよび当該会員が本サービスにて登録したＦＩＴ内の全てのデータへの会員のアクセス権を停止します。なお、当社は、当該会員の退会を理由とし、当該会員が登録したサービス利用者のＦＩＴへのアクセス権を停止することはありません。
5. 当社は、会員が本サービスを退会した場合、当該会員が登録したサービス利用者に対し、別の会員を担当会員として斡旋する場合があります。なお、これにより生じた会員の損害について、当社は賠償責任を一切負いません。
6. 会員は、本サービス退会後も当社およびその他の第三者に対して本サービス利用上生じた債務、および一切の義務を免れるものではありません。

第 22 条（本サービスおよびＦＩＴの停止・変更・廃止・譲渡）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスおよびＦＩＴの全部または一部の停止、変更、廃止、譲渡を行うことができるものとします。
2. 当社が本サービスおよびＦＩＴの全部または一部の停止、変更、廃止、譲渡を行おうとする場合は、当社が適当と判断する方法にて、会員に事前に通知するものとします。但し、緊急を要する場合は、事前の通知を行わないことがあります。
3. 当社は、以下の各号の事由により、本サービスおよびＦＩＴの全部または一部を停止する場合は、事前に会員への通知を行わなくてもよいものとします。
   1）天災地変等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合。
   2）停電や火災等の事故の発生により本サービスおよびＦＩＴの提供が困難な場合。
   3）本サービスおよびＦＩＴに緊急のメンテナンスの必要性が生じた場合。
   4）電気通信事業者の役務が提供されず本サービスおよびＦＩＴの提供が困難な場合。
   5）不正アクセスや不正利用等により本サービスおよびＦＩＴの提供が困難な場合。
   6）その他当社が必要と判断した場合。

第 23 条（成果不保証および免責事項）

1. 当社は、会員が本サービスの利用により期待する一切の成果を何ら保証しません。
2. 本サービスの全部または一部の停止、変更、廃止、譲渡、および第２２条３項に定める各号の事由により、会員が本サービスの利用中に登録したＦＩＴ内のデータの一部または全部が消失した場合、当社はこれらのデータの回復に努めますが、その回復の責任を負いません。また、会員およびサービス利用者、ならびに第三者に生じた一切の損害についても、その賠償責任を負いません。
3. 当社は、本サービス環境への不正アクセスや、本サービスの提供に必要なソフトウェア等の設備環境（会員が本サービスを利用するために使用する情報端末やソフトウェア、通信機器等を含む）の不具合、故障等、その他の原因を問わず、会員の本サービスの利用により生じる結果について、いかなる責任も負いません。

第 24 条（損害賠償）

1. 会員が第１５条（禁止事項）に該当する行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、会員はそれらの一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の故意または重過失がある場合を除き、会員とサービス利用者および登録専門家、ならびに第三者との間で生じた如何なるトラブル、係争、紛争等についても関知せず、当事者間の仲裁や交渉の取り次ぎ、情報提供等に関与することはありませんので、当事者間で解決を図るものとします。なお、これらのトラブル、係争、紛争等により生じた会員およびサービス利用者、ならびに第三者の一切の損害について、当社はその賠償責任を負いません。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および会員は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）。
   2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
   3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
   4）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
   5）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
   6）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 当社および会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   1）暴力的な要求行為。
   2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
   3）取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為。
   4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
   5）その他前各号に準ずる行為。
3. 当社および会員は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
   1）本条第１項各号の表明が事実に反することが判明したとき。
   2）本条第１項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき。
   3）本条第２項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならないものとします。
5. 本条第３項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができないものとします。

第 26 条（本規約と法令の関係）
本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りのその他の条項、および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全にその効力を有するものとします。

第 27 条（地位の譲渡）
1. 会員は、本規約上の地位および権利を第三者に譲渡、分担、担保提供、占有移転してはならないものとします。
2. 当社が本サービスの全部または一部を第三者に事業譲渡した場合、事業譲渡の形態を問わず、本規約上の当社の地位は譲受人である第三者に譲渡されるものとします。

第 28 条（専属的合意管轄）
本規約に関する訴訟上の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。